

令和8年度（2026年度）「台湾における熊本の認知度向上・イメージアッププロモーション」業務委託に係るプロポーザル審査基準

評価項目	配点
①提案内容は、仕様書の「業務の目的」「委託業務の内容」を十分理解したものととなっているか。(今だからこそそのタイミング・内容、発信方法、全体的なまとまり感など)	10
②広報媒体の発信量は十分か(十分な露出機会が確保されているか)	10
③台湾の文化や言語、各種メディア、SNSの利用状況等を踏まえた、効果的なプロモーションとなっているか。	15
④熊本のイメージアップ・認知度向上につながる広報展開か。(斬新なアイデア、話題性のある提案内容など)	15
⑤一方的な情報提供や発信だけではなく、多くの方々が共感・参画できる“しかけ”があるか。(SNS広告等を主とした一方的な情報発信になっていないか)	15
⑥各部局が実施する取組みへの波及・相乗効果が見込めるか。	15
⑦当該広報の事業効果を図るため、適切な成果指標が設定されているか。	5
⑧広報展開スケジュールは、効果的な時期をとらえているか。また、準備期間に無理はないか。	5
⑨本業務を運営・遂行するスタッフは、台湾向けプロモーションであることを踏まえ、十分に確保されているか。(イベントの事前調整・準備及び当日の対応について、十分に執行できるスタッフ数及び複数のスタッフが担当を行うなど着実に業務遂行できる実施体制が確保されているか。パートナー企業の数に制限はないが、仮にそれらが多数入ることにより、本県の考えが上手く伝わらない、スピードが損なわれるなど懸念を抱かせる提案になってないか。)	5
⑩・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。 ・熊本県SDGs登録制度、パートナーシップ構築宣言又は熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	5